



## CT検査装置について

CT検査では、エックス線（X線）を人体に回転させながら照射し、透過してきたX線の強弱を検出器で収集して、得られたデータをコンピューターで解析・計算して、さまざまな画像を作成することができます。この検査で体の輪切りの断層写真が得られ、画像処理をすることにより、いろいろな方向からの断層写真や3次元画像を得ることができます。和水町立病院では80列のCTを使用しており、一度のX線照射で多断面を同時に撮影することが可能なので、息止め時間が非常に短くて済み、小さいお子さんやご年配の方、重症患者さんなどの長い間息止めをすることが困難な方でもきれいな画像を得ることができます。また、被曝量が少ないだけでなく、撮影時間も大幅に短縮され、患者さんの負担が軽減されます。

人間ドックや健康診断の胸部レントゲンで、要精密の判定の場合は  
外来のスタッフや医師に、相談して下さい



▲ CT検査の様子です



▲輪切りの断層写真です

和水町地域おこし協力隊の公式Instagramでは、町内にあるお店やスポットを紹介しています。フォローしてみてください。お気に入りの場所が見つかるかも!?



「シェ・ホンダ」

和水町前原の菊水インターチェンジ近くにある欧風料理のお店です。大きな窓からたくさんの光が入る落ち着いた店内。今回はメインでお肉とお魚の朗報がいただけるコースを注文しました。メインのお料理はもちろんですが、一品一品とても手が込んでいて、前菜からデザートまで本格的なコース料理が楽しめます。

### 胸部CT

胸部CTでは5~10秒程の息止めで肺の状態を細かく調べることができます。肺に含まれる気管、血管、そして空気を最もきれいに観察できます。

1回の撮影であらゆる角度から観察可能な画像を得ることができ、より細かい画像を作成することでさまざまな角度から観察することができます。

nagomi  
お知らせ  
news

## 自動車の変更・廃車手続きは、3月31日月までに お済ませください

問 税務課 町民税係 ☎0968・86・5723

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点での所有者に納税義務があります。そのため、変更・廃車手続きは、3月31日月までにお願いします。

### ▶変更手続き

- ・引越しなどで住所が変わったとき
- ・同一世帯間で所有者が変わったとき

### ▶廃車手続き

- ・車を処分したとき
- ・車を譲渡したとき（車の所有をやめたとき）



対象車両	受付窓口
・原動機付自転車 (排気量125cc以下)	和水町役場本庁 税務課 ☎0968・86・5723
・小型特殊自動車（農耕用など）	三加和支所 地域振興課 ☎0968・34・3111
・三輪の軽自動車	軽自動車検査協会熊本事務所 ☎050・3816・1758
・軽四輪貨物（排気量660cc以下）	〒862-0902
・軽四輪乗用（排気量660cc以下）	熊本市東区東本町16-3
・二輪の小型自動車 (排気量125cc超~250cc以下)	九州運輸局 熊本運輸支局 ☎050・5540・2086
・自動二輪車（排気量250cc超）	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35

▶和水町役場本庁・三加和支所での手続きに必要なもの

- (1) 新規登録・変更⇒・販売証明書または譲渡証明書  
・身分証明書

- (2) 廃車⇒・ナンバープレート  
・身分証明書

※役場以外での手続きに必要なものは、それぞれの受付窓口にお問い合わせください。

nagomi  
お知らせ  
news

## 鳥獣被害アンケート調査を行います

問 農林振興課 林務耕地係 ☎0968・34・3111

町内での鳥獣による農作物の被害を把握するため、農業被害のアンケート調査を行います。鳥獣被害にあわれた人は、ご協力をお願いします。令和6年度に被害にあわれた農地がある場合は、QRコードをスマートフォンで読み取って回答いただか、役場本庁住民環境課、支所農林振興課に調査書用紙を置いておりますので、記入をお願いします。

また、認定農業者の皆さんには、調査書用紙を送付しております。QRコードから入力をいただか、期限までに調査書用紙の提出をお願いします。



▶対象：町内で育てられた自家消費野菜（家庭菜園）を除く、農林作物

▶提出期限：3月21日金

※本調査は、有害鳥獣による町内の農作物の被害状況の把握のみに使用させていただきます。



nagomi  
お知らせ  
news

## 令和6年度和水町住民税 非課税世帯支援給付金の申請受付を行っています

問 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

### ▶支給対象世帯及び児童

#### ○住民税非課税世帯

基準日（令和6年12月13日）に和水町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が課税されていない世帯

※世帯全員が、令和6年度住民税が課税されている別世帯の親族から税扶養を受けている場合は、支給対象となりません。

#### ○こども加算

上記の住民税非課税世帯で、同一世帯である18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれの児童）

### ▶支給額

- 住民税非課税世帯：1世帯あたり3万円
- こども加算：児童1人あたり2万円

### ▶手続方法

対象と思われる世帯へ順次通知を送付しています。通知内容をご確認ください。

▶申請期限：5月31日金 ※当日消印有効